

## 意外と知られていない市民課の窓口

届出や証明書等の発行は次のとおり取り扱っています



市役所 ☎24-1111

人生いろいろな場面で、市民課の窓口を訪れる機会があります。引っ越しに伴う転出・転入の手続きには住民票の写しが、住宅・車を購入するためには印鑑証明が、それぞれ必要です。婚姻・出生・死亡などの人生の転機での届出も、市民課の窓口で手続きをします。出生、転入など、そこから市役所の行政サービスが始まります。市民課は、皆さんの生活に密着した市役所全体の窓口です。

今回、市民課の窓口の意外と知られていない業務についてご案内します。

**神島田連絡所では土・日曜日でも証明書を受け取れます**

通常、取扱時間の午前8時30分から午後5時15分までに窓口に来られない方は次のサービスをご利用ください

市役所では水曜日の窓口を午後7時まで延長しています

場所 市役所1階市民課窓口

延長時間 午後5時15分～7時

取扱業務 住民票の写しの交付、戸籍証明書交付、印鑑登録証明書の交付

注意事項 住民の異動に関する届出、印鑑登録証が必要

**神守支所**

神守支所・市民サービスコーナーでの取り扱いは次のとおりです

取扱業務 住民票の写しの交付、戸籍証明書等の交付、戸籍届出の受付、印鑑登録証が必要

取扱日時 月～金曜日(祝日・振替休日は除く)

午前8時30分～午後5時15分



▼市民サービスコーナー  
(総合保健福祉センター内2階)



**注意事項** それぞれ取り扱い可能な業務等が違いますので、ご注意ください。

また、外国人の異動手続き、広域交付の交付等は市役所のみの取り扱いとなります。(祝日・振替休日は除く)

**通常の取扱日時**  
月～金曜日(祝日・振替休日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分

**取扱業務** 住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)登録証明書の申請、住所の異動に関する届出、印鑑登録の申請等はできません。

**取扱日時** 月～金曜日(祝日・振替休日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分

**市民サービスコーナー(総合保健福祉センター2階)**

**書を受け取れます**

場所 神島田連絡所(祝日・振替休日は除く)

取扱時間 午前8時30分～午後5時15分

**印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)、印鑑登録の申請、住所の異動に関する届出、印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)登録証の申請等はできません。**

## 広域交付住民票について

住民基本台帳ネットワークにより、他の市町村でも住民票を取得できますので、交付を受ける市町村に事前にお問い合わせください。

### 婚姻・出生・死亡等の戸籍届出は365日24時間受け付けします

開庁時間中（水曜日の窓口延長を除く）は、市民課窓口で受け付けします。

土・日曜日・祝日・その他閉庁日は市役所直室で受け付けします。（記載に不備がある場合は、電話で確認させていただけます。）

### 戸籍の豆知識

#### ・住所地と本籍地について

住所地とは住民票があるところですが、本籍地とは戸籍があるところです。

戸籍の証明は本籍地でしか取得できませんが、本籍地宛てに郵送で依頼し取り寄せることもできます。

#### ・婚姻届と入籍届について

入籍＝婚姻という使われ方は間違っていますが、戸籍法上「入籍届」と「婚姻届」は別の届出です。

現在の戸籍から別の戸籍に入る時に必要なのが入籍届です。結婚したときには婚姻届を提出するだけで、入籍の手続きは完了します。婚姻を予定されている方は、婚姻届の手続きをしてください。

### 問合

市民課市民戸籍G  
内線2112～2115

### その他

該当する方には、12月上旬に案内状をお送りします。

## 行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール

(各担当課のGはグループの略です)

### 問合

社会教育課生涯学習G  
内線22283

他市町村の成人式へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。

## 下水道工事のお知らせ

### 問合

内線2114・2115

### 工事箇所

東柳原町地内外(図)  
平成27年3月13日(金)まで

### 期間

午前11時(受付は午前10時15分)

### 対象

文化会館  
平成6年4月2日～7年4月1日生まれの方

### 日時

平成27年1月11日(日)  
午前11時(受付は午前10時15分)

### 場所

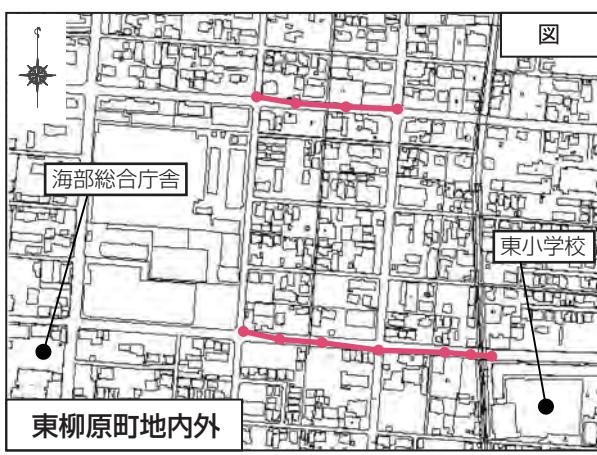
東柳原町地内外(図)  
平成6年4月2日～7年4月1日生まれの方

### 問合

内線2114・2115

### その他

該当する方には、12月上旬に案内状をお送りします。



## 選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、年に4回、選挙人名簿に登録される資格のある方を調査し、登録しています。今回12月2日に新たに登録される方は、満20歳以上の方(平成6年12月2日以前の出生者)で、市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方(平成26年9月1日以前に転入届をされた方)です。

今回の登録に関し、次のとおり選挙人名簿を縦覧できます。  
※市役所閉庁日を希望される場合は、事前にご連絡ください。

総覧期間 12月3日(水)～7日(日) 午前8時30分～午後5時

問合 選挙管理委員会(市役所3階総務課庶務G) 内線23351

## 国民健康保険 一部負担金の減免

### お知らせ

失業等により生活が一時的に困窮し、医療費の支払いが困難な場合に、医療機関等の窓口での自己負担額（一部負担金）が減免（減額、免除または支払猶予）される制度があります。

なお、申請には、収入や資産に関する証明書、申告書類のほか、医師の意見書等が必要となります。

**申請期限** 減免の対象となる理由の発生した日から6ヶ月以内

**適用期間** 申請日から6ヶ月を経過した月の末日まで

問合 保険年金課国民健康保険G  
内線21-255～21-29

## 秋季全国火災予防運動

11月9日(日)～15日(土)

もういいかい

火を消すまでは

まあだだよ

この運動は、火災が発生しやすい季を迎えるにあたり、市民の皆様の火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷者を減少させることも、財産の損失を防ぐことを目的としています。

4つの習慣  
・寝たばこは、絶対やめる。  
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

取り扱い・販売  
・日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨

市役所 ☎24-1111

ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。  
このくらいなら良ないと油断しない。

### 4つの対策

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

・家具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。

・火災を小さなうちに収めるために、住宅用消火器等を備える。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## 付けましたか住宅用火災警報器

一般住宅でも住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられています。

## 火災から守るつ命、

付けよう火災警報器



シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間  
11月11日(火)～20日(木)

後部座席でもシートベルト、

「力チツと！」ね!!

後部座席でシートベルトを着用しないと、交通事故に遭った場合、自分自身への大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。後部座席でのシートベルトの着用は、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ります。

シートベルトは命綱！車に乗つたら、まず、全員がシートベルトを力チツと締めましょっ。

抱っこでは守れない 子どもの命

時速40kmで衝突時、子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。これでは、大人がどんなに力持ちでも「抱っこ」で支えることはできません。

子どもを事故から守るのは、大人の責任です！

チャイルドシートは習慣づけること

DV相談窓口  
・人権推進課(市役所2階)  
時間 午前8時30分～午後5時15分  
問合 人権推進課人権同和行政推進G  
内線227-1

一等の防災グッズ売り場で販売されています。

### 悪質な訪問販売に注意！

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください。(クリーニングオフの対象になります)

問合 消防本部総務課予防設備G  
内線23-0419

が大切です。また、チャイルドシートが正しく取り付けられているかどうかを確認してください。正しく取り付けていないと効果が薄れて、重大な事故につながるケースもあります。

問合 地域安全課交通防犯G

内線23361～23362

